

熱海市における寄附金税額控除対象団体
(熱海市税賦課徴収条例第 34 条の 7 各号に該当するもの)

平成 21 年 4 月 1 日現在

第 34 条の 7	条文内容 (かっこ書き部分は略)	熱海市が対象としている団体
第 1 号	都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金	①静岡県 ②熱海市
第 2 号	社会福祉法第 113 条第 2 項に規定する共同募金会又は日本赤十字社で政令第 7 条の 17 各号の規定により定められているもの	③共同募金会 ④日本赤十字社
第 3 号	所得税法第 78 条第 2 項第 2 号に掲げる寄附金のうち、市内に事務所を有する法人又は団体に対するもの	なし
第 4 号	所得税法第 78 条第 2 項第 3 号に掲げる寄附金のうち、市内に事務所を有する法人に対するもの	⑤社会福祉協議会 ⑥熱海いでゆの園 ⑦海光会 ⑧富士会 ⑨景德会 ⑩緑葉会 ⑪湖成会
第 5 号	所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされる同項の金銭のうち、市長又は熱海市教育委員会の所管に属する同項の特定公益信託の信託財産とするために支出したもの	なし
第 6 号	租税特別措置法第 78 条 41 条の 18 の 3 の規定により特定寄附金とみなされる同条の支出金のうち、市内に事務所を有する同条の認定特定非営利活動法人に対するもの	なし
第 7 号	前各号に掲げるもののほか、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として規則で定めるもの	⑫国立大学法人静岡大学 ⑬国立大学法人浜松医科大学 ⑭静岡県公立大学法人 ⑮社団法人静岡県緑化推進協会 ★前各号に掲げるもののほか、その他市長が認めるもの